

2024年 TAC中小企業診断士講座『経営法務』 [制度改正表]

※当制度改正表は、2024 年合格目標「経営法務」を含む全コース共通のものになります。

※教材によっては、お申込みのコースに含まれないものもございます。詳しくは受講ガイドにてご確認ください。

教材／ページ・行	改正前	改正後
◇制度変更		
■ 1 次基本テキスト		
P170 ②四半期報告書（金融商品取引法第 24 条の 4 の 7）	※全文を削除してください。令和 6 年 4 月 1 日施行の改正金融商品取引法により「四半期報告書」は廃止されました。	
P170 ③半期報告書（金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項）2 行目	～（半期）経過後 <u>3 月</u> 以内に、～	～（半期）経過後 <u>45 日（原則）</u> 以内に、～
P170 ③半期報告書（金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項）5 行目	～内閣総理大臣が受理した日から <u>3</u> 年間、～	～内閣総理大臣が受理した日から <u>5</u> 年間、～
P170 ③半期報告書（金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項）6 行目	～（金融商品取引法第 25 条 1 項 <u>8</u> 号）。	～（金融商品取引法第 25 条 1 項 <u>6</u> 号）。
P170 ④臨時報告書（金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項）6 行目	～内閣総理大臣が受理した日から <u>1</u> 年間、～	～内閣総理大臣が受理した日から <u>5</u> 年間、～
P170 ④臨時報告書（金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項）7 行目	～（金融商品取引法第 25 条 1 項 <u>10</u> 号）。	～（金融商品取引法第 25 条 1 項 <u>8</u> 号）。
P170 ⑤内部統制報告書（金融商品取引法第 24 条の 4 の 4）6 行目	～（金融商品取引法第 25 条 1 項 <u>6</u> 号）。～	～（金融商品取引法第 25 条 1 項 <u>5</u> 号）。～
P171 図表 3-5 内 「臨時報告書」の「縦覧期間」	<u>1</u> 年間	<u>5</u> 年間
■ 1 次上級テキスト（上巻）		
P134 「(1) 主要な企業内容等の開示書類」の下 の図表内 「半期報告書」の「主たる提出義務者」	事業年度が 6 月を超える有価証券報告書提出会社	上場会社
P134 「(1) 主要な企業内容等の開示書類」の下 の図表内 「半期報告書」の「提出期限」	当該 6 月期間（半期）経過後 <u>3 月</u> 以内	当該 6 月期間（半期）経過後 <u>45 日（原則）</u> 以内
P134 「(1) 主要な企業内容等の開示書類」の下 の図表内 「半期報告書」の「縦覧期間」	<u>3</u> 年間	<u>5</u> 年間
P134 「(1) 主要な企業内容等の開示書類」の下 の図表内 「臨時報告書」の「縦覧期間」	<u>1</u> 年間	<u>5</u> 年間

■1 次過去問題集		
P185 令和元年度第 8 問	※「参考問題」としてください。	

★金融商品取引法は、令和 6 年 4 月 1 日に改正法が施行されました。

2024 年合格目標の教材（『経営法務』部分）に関する制度改正点の一覧表です。ご確認ください。

※当制度改正表は 2024 年 5 月 16 日に作成したものです。



104-4152-1009-10